

02（特）長野県土地開発公社	
改革方針	機能の存続 （公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定し、事業量に応じた必要最小限の職員体制により、機能を存続）
主な見直し・対応予定	—
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、昭和48年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設置され、県の公共用地等先行取得事業を担ってきた。</p> <p>公共用地等先行取得事業は、県本体で行うこともできるが、公社は民間資金の活用が迅速にできるという機能があり、県が直営で行う場合よりも財源措置の選択肢が広がるというメリットがある。このため、柔軟・機動的な先行取得事業の運営を行うことを目的に公社を設置したものである。</p> <p>平成9年度以降公共事業の減少に伴い、県及び国からの委託を受けて実施している公共用地等先行取得事業の規模が縮小したことや平成16年度の改革基本方針において公社の廃止方針が示されたことを踏まえ、新規の用地取得を控えたこともあり、事業規模と比較して公社のプロパー職員数が多いことを主な原因として、平成12年度から19年度まで赤字を生じていた。（改革基本方針は平成20年の改訂時に事業を限定して用地を取得する「事業の縮小」に転換）</p> <p>しかし、プロパー職員の早期退職、他団体への再就職、県職員への任用などにより、平成20年度以降は、産業団地の長期保有土地解消のための特別損失を計上した平成22年度を除き、黒字となっている。</p> <p>今後も、プロパー職員の新規採用を行わず、県職員の公社職員の兼務や公社OB職員等の雇用による事業量に応じた人員配置、公社本社の売却等により、引続き徹底した経営改善を図る。</p> <p>なお、県からの委託で、公社が取得造成した産業団地がその後の景気低迷や産業構造の変化等で分譲が進まず、県の引取りが停滞したため、結果的に公社が土地を長期保有するに至った。</p> <p>しかし、平成22年度末に公社の準備金約31億円を取崩し、公社簿価と県の引取り価格との差額を補てんして県に引渡することにより、長期保有土地が解消されている。</p> <p>県は今後とも必要な公共事業は行っていく方針であり、今後も円滑な事業執行を図るため、公社は、その機能・制度を活用することが有利な事業に限定して用地取得を行うこととする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金の活用による財源措置の選択肢の維持 ・事業量に応じた必要最小限の職員体制により運営コストを縮減
改革実施における留意点	公社運営手法・用地取得スキルの承継